

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止区域等を定める省令の一部を改正する省令について

平成12年2月28日 生衛発第265号
都道府県知事各 政令市長 特別区長あて
厚生省生活衛生局長通知

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第一号の輸入禁止区域等を定める省令の一部を改正する省令（平成12年2月28日厚生省農林水産省第2号）については、別紙のとおり公布されたところである。

今後は下記の点に留意の上、関係機関等へ周知するとともに、円滑な運用等にあたられたい。

記

第1 概要

一定の手続においてサルを輸入できる地域にインドネシア共和国及びベトナム社会主義共和国を追加規定した。

第2 施行期日

平成12年2月28日から施行する。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成11年 厚生省 令第二号）の一部を改正する省令新旧対照表
農林水産省

改正後		現行	
(輸入禁止地域) 第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第54条第一号の厚生省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域以外の地域とする。		(輸入禁止地域) 第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第54条第一号の厚生省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域以外の地域とする。	
指定動物	地域	指定動物	地域
サル	1 アメリカ合衆国	サル	1 アメリカ合衆国
	2 中華人民共和国、 インドネシア共和国、 フィリピン共和国、 ベトナム社会主義共和国、 ガイアナ協同共和国、 スリナム共和国		2 中華人民共和国、 フィリピン共和国、 ガイアナ協同共和国、 スリナム共和国

(別紙)

厚生省
農林水産省 令第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条第一号及び第55条第1項に基づき、並びに同法を実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第一号の輸入禁止地域等を定める省令を次のように定める。

平成11年12月1日

厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第一号の輸入禁止地域等を定める省令

(輸入禁止地域)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第54条第一号の厚生省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域以外の地域とする。

指定動物	地 域
サル	1 アメリカ合衆国
	2 中華人民共和国、フィリピン共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国

(禁止動物の輸入許可の手続)

- 第2条 法第54条各号に掲げる動物（以下この条において「禁止動物」という。）の輸入につき同条ただし書の許可を受けようとする者は、厚生大臣及び農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。
- 厚生大臣及び農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、当該申請者に対し、別記様式第二号による輸入許可証明書を禁止動物一頭当たり一通ずつ交付する。
 - 前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該禁止動物とともに、発送させなければならない。

(証明書に記載すべき事項)

- 第3条 法第55条第1項の厚生省令、農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 輸入しようとする指定動物の種類、性、年齢及び生産地又は捕獲地

三 輸入しようとする指定動物の搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は
搭載予定航空機名

四 その他参考となるべき事項

附則

この省令は平成12年1月1日から施行する。

別記

様式第一号（第2条関係）

種		類
品 種		(学 名)
頭		数
区 分	性	別
	年 齢	別
	生産地(捕獲地)及び飼育地	
輸 入 の 目 的		
荷送人の住所、職業、氏名		
荷受人の住所、職業、氏名		
輸送の方法及び経路		
輸入の予定港(飛行場)及び到着予定年月日		
輸入後の管理場所		
輸入後の管理責任者住所氏名		
その他参考となるべき事項		

申請者住所氏名 法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名 印

年 月 日

厚生大臣殿
農林水産大臣殿

下記のとおり()を輸入したいので、許可願いたく、動物検疫所を
経由して申請いたします。 印

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

輸入許可証明書
IMPORT PERMIT CERTIFICATE

輸入許可番号
Import Permit No.

発行年月日
Date of Issue.

下記は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条本文ただし書の規定により輸入許可を受けたことを証明する。

This is to certify that the undermentioned obtained the import permit under Article 54 of the Law concerning the prevention of infections and medical care for patients of infection.

申請者の住所氏名
Name & Address of applicant

指定動物の種類及び品種（学名）
Species of animal (scientific name)

荷送人の住所氏名
Name & address of consignor

あて先及び動物検疫所
Destination and
Animal Quarantine Service

注意

- 1 上記の指定動物の発送は、1頭ごとにこの証明書を添付しなければならないこと。
- 2 荷送人は、上記指定動物をこの証明書とともに上記動物検疫所気付として発送すること。
- 3 荷受人は、上記指定動物を上記動物検疫所が行う検査を受けたのち受け取ること。

Remarks

1. In shipping the above animal, this certificate shall accompany each animal.
2. The consignor shall address the above animal to the above Animal Quarantine Service along with this certificate.
3. The consignee shall receive the above animal after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service.

厚生省
Ministry of Health and Welfare,
Japan

農林水産省
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries, Japan